

<p>（重要有形民俗文化財の保護）</p> <p>第五十六条の十三 重要有形民俗文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の二十日前までに、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の二十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならぬ。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 重要有形民俗文化財の保護上必要があるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な事項を指示することができる。</p> <p>第五十六条の十三の二 重要有形民俗文化財を輸出しようとする者は、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>第百六条の二 第五十六条の十三の二の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（重要有形民俗文化財の保護）</p> <p>第五十六条の十三 重要有形民俗文化財に關しその現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又はこれを輸出しようとする者は、現状を変更し、若しくは保存に影響を及ぼす行為をし、又は輸出しようとする日の二十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならぬ。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 重要有形民俗文化財の保護上必要があるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要有形民俗文化財の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為又は輸出に關し必要な事項を指示することができる。</p>
--	--